

分け隔てられず、共に生きられる社会のために

～障害者差別解消法と私たち～

（公財）世界人権問題研究センター専任研究員

松波めぐみ

1 はじめに

2016年4月から「障害者差別解消法」という法律が施行されます。しかしテレビ等でもあまり報道されていませんし、ご存じない方がほとんどだと思います。これまで、「福祉の問題」と捉えられることが多く、「福祉の問題」と捉えられることが多く、

法律の内容、そして一つのキーワードとなる「合理的配慮」について、また具体的にどういったことが求められるのかについて、お話ししたいと思います。

しかし、この「差別解消法」は、誰もが生きやすい社会をつくっていくためにとても大切なものだと私は考えていました。今日は、この法律ができた背景と、

2 「障害者差別解消法」がつくられた背景

障害のある人の人権は、この何十年かで大きく状況が変わってきたといえます。それは、障害のある人をまちで見かけることが珍しくなくなつたということからもわかると思いますが、かつては非常に厳しい状況に置かれていました。今から40年ほど前までは、障害者自身が自分の意見を言うことは非常に難しく、「障害者問題といえば福祉の問題。家族が困っているから施設が必要」という認識がありました。また、優生保護法という、障害者の命を軽んじる法律も、1996年まで続いていました。障害のある人は不幸で哀れな存在とされ、家族が面倒を見るか、それが無理なら施設へ入るのが当たり前とされていました。

今でも障害者の人権の「原点」として振り返られる象徴的な出来事が、1970年に神奈川県で起きました。脳性まひの2歳の男の子が、母親の手で殺された。障害のある人の人権は、この何十年かで大きく状況が変わってきたといえます。それは、障害のある人をまちで見かけることが珍しくなくなつたということからもわかると思いますが、かつては非常に厳しい状況に置かれていました。今から40年ほど前までは、障害者自身が自分の意見を言うことは非常に難しく、「障害者問題といえば福祉の問題。家族が困っているから施設が必要」という認識がありました。また、優生保護法という、障害者の命を軽んじる法律も、1996年まで続いていました。障害のある人は不幸で哀れな存在とされ、家族が面倒を見るか、それが無理なら施設へ入るのが当たり前とされていました。

今でも障害者の人権の「原点」として振り返られる象徴的な出来事が、1970年に神奈川県で起きました。脳性まひの2歳の男の子が、母親の手で殺された。障害のある人の人権は、この何十年かで大きく状況が変わってきたといえます。それは、障害のある人をまちで見かけることが珍しくなくなつたということからもわかると思いますが、かつては非常に厳しい状況に置かれていました。今から40年ほど前までは、障害者自身が自分の意見を言うことは非常に難しく、「障害者問題といえば福祉の問題。家族が困っているから施設が必要」という認識がありました。また、優生保護法という、障害者の命を軽んじる法律も、1996年まで続いていました。障害のある人は不幸で哀れな存在とされ、家族が面倒を見るか、それが無理なら施設へ入るのが当たり前とされていました。

今でも障害者の人権の「原点」として振り返られる象徴的な出来事が、1970年に神奈川県で起きました。脳性まひの2歳の男の子が、母親の手で殺された。障害のある人の人権は、この何十年かで大きく状況が変わってきたといえます。それは、障害のある人をまちで見かけることが珍しくなくなつたということからもわかると思いますが、かつては非常に厳しい状況に置かれていました。今から40年ほど前までは、障害者自身が自分の意見を言うことは非常に難しく、「障害者問題といえば福祉の問題。家族が困っているから施設が必要」という認識がありました。また、優生保護法という、障害者の命を軽んじる法律も、1996年まで続いていました。障害のある人は不幸で哀れな存在とされ、家族が面倒を見るか、それが無理なら施設へ入るのが当たり前とされていました。

実は当時の世論では、子どものことはほとんど考えていないどころか、「亡くなつてよかった」と言わんばかり。そして、問題への対策としては「施設をつく

3 「障害」観が変わった！～社会こそが生きづらさ（バリア）をつくる～

駅に階段しかなく、階段の前で車いすの人が立ち往生していたとします。その人はなぜ困っているのでしょうか？

おそらく多くの人は、「あ、この人は車いすを使う障害者だ、歩けないから困っているんだ」と思うでしょう。

実はこれが、昔からある障害観なんです。身体に医学的な問題があるから苦労するという考え方で、「障害の医学モデル」と呼んでいます。

それに対して、障害者運動の中で、新しい考え方が出てきました。それはこういいうものです。「そもそも駅は誰のためのものか？ 地域住民みんなのためのものだ。地域には車いすの人も、足腰が弱って階段を上がれない高齢者も、骨折した人も、ベビーカーを押す人もいる。ぜんそくで階段がつらい人もいる。多様な人がいるのに、そういう人たちのことを無視して、排除して駅をつくったことが

問題ではないか」という発想です。

これは社会全体にいえることなんですね。この社会にはさまざまな人がいるのに、健康な人だけが暮らしやすい社会をつくってしまったことが問題ではないか。これを「障害の社会モデル」といい、障害者権利条約や「障害者差別解消法」でも大切なベースになっている考え方です。

先ほどの「医学モデル」が、障害者本人に問題の原因があると考えられていたのに対して、「社会モデル」では、一部の人を排除してきた社会のあり方そのものに原因があると考えます。問題解決も社会全体で行わないとできません。いろいろ

4 障害者権利条約と、その特徴

「社会モデル」の考え方が世界中に広

まつたのは、やはり国連の「障害者権利基本法（2011年に改正）で「社会的障壁」と呼んでいるものです。社会的障壁は、「階段」のようなハード面のバリアも、偏見のようなソフト面のバリアも両方を含みます。社会のバリアを取り除いていくのが差別解消法の目的です。

なんがいることを前提に、駅やまちをつくるべきなのです。

古い「医学モデル」の考え方であれば、

障害が重くて、リハビリの効果がなければ、施設等でひっそり暮らしかりませんでした。しかし新しい「社会モデル」の考え方では、バリアを設けていた社会そのものに問題があり、バリアを取り除いていけば障害者も当たり前に社会参加できると考えます。

今「社会のバリア」と申しましたが、これは障害者権利条約や、日本の障害者



内閣府作成の障害者差別解消法リーフレット。内閣府HPより印刷できます。

HP : <http://www8.cao.go.jp/shougai/index.html>

「条約」を通してです。条約策定時、「我々抜きで我々のことを何も決めるな！」というスローガンが有名になりました。つまり従来は、障害のある人たちの意見を聞かずに、障害者の法律や政策を決めてきたんですね。その反省にたって、しっかりと障害者が参加して条約をつくろうということです。実際に、日本を含め世界中から多くの多様な障害のある人たちが条約策定に参加しました。

障害者権利条約の原則である「インクルージョン」は、「誰も排除されずに地域で共に生きる」ということです。また、「他の者との平等」という言葉が何回も出でますが、これは、決して障害者だけに特別な権利を与えるのではなく、あくまでも平等のために社会のバリアを取り除くんだという確認です。

権利条約では他にも、「手話は言語だ」ということ、障害のあるお子さんも障害のないお子さんと共に勉強して共に育つていく「インクルーシブ教育」や、女性障害者が複合的な差別を受けることについて取り組むべきだとも書かれています。

そして、「障害者への不当な差別的扱いを禁じる」ほかに、「合理的配慮」の必要性も述べています。これは次にお話しします。

障害者権利条約を批准するためには、法改正がどうしても必要でした。2011年に「障害者基本法」が改正され、社会モデルの考えが少し入りました。さら

ど、ガイドラインにあたるものも準備するためです。

差別解消法は二つの類型の「差別」を禁止しています。一つ目は「不当な差別の取扱い」。これは障害を理由にお店の入店を拒否したり、「目が見えない人にアパートの部屋を貸さない」とか、そういうことです。

二つ目が、「合理的配慮を提供しないこと」、これも差別だということなのです。社会のバリアがあるために困っている障害者から、「こうしてほしい」という訴えがあつたら、できる限り対応する必要があるのです。車いすの人が建物に入りたいのに段差があつて困っていたら、スロープを用意したり、それが無理ならお手伝いする。また、聞こえない人が「筆談」で説明を求めてきたら、書いて説明する、そういうことが「合理的配慮」になります。

合理的配慮は、ただの「思いやり」とは違います。目の前にいる障害者の人と対話して、できる限りのことを行うといふことです。このことは、とても大切で意味があることだと私は思います。

5 障害者差別解消法が求めていること

障害者権利条約を批准するためには、法改正がどうしても必要でした。2011年に「障害者基本法」が改正され、社会モデルの考え方が少し入りました。さら



松波めぐみ（まつなみ めぐみ）

（公財）世界人権問題研究センター 研究第五部（人権教育）専任研究員。
関西大学、京都精華大学、大阪市立大学にて非常勤講師。
1967年兵庫県生まれ。大学卒業後、企業勤務の後、1999年より大阪大学大学院人間科学研究科博士前期課程へ。（専門は人権教育、教育社会学、障害学）
2008年3月、同大学院博士後期課程単位取得退学。2008年4月より現職。
2009年より「障害者権利条約の批准と完全実施をめざす京都実行委員会」に事務局員として参画。京都府の「障害のある人も安心して生き生きと暮らしやすい社会づくり条例」（2015年4月施行予定）の策定をめざす取り組みに、京都実行委員会（障害者団体側で「条例検討部会」を設置）として関わってきた。
【著書】編著書「人権教育総合年表——同和教育から国際理解教育、生涯学習まで——」、共著「セクシュアリティの障害学」、「ジェンダーの視点から学ぶ教育の現在」、「よくわかるジェンダー・スタディーズ」、「地球市民の人権教育——15歳からのレッスンプラン——」他多数
【論文】「障害者問題啓発」再考——「個人——社会モデル」「障害者役割」を手がかりとして」（『部落解放研究』151号）、「障害者差別禁止法」以降の人権教育に向けて（世界人権問題研究センター研究紀要第18号）他多数

う姿勢が大切です。

実際のところ、障害のある人が「こうしてほしい」と求めたことのすべてが実現できるとは限りませんね。たとえば、古い建物に階段しかなく、車いすの人はエレベーターがあればいちばん便利だけれど、それは歴史的建造物なら難しい。予算的にも厳しい。それでも拒否はしないで、できる限りのお手伝いをする。そういう姿勢が大切です。

同じように、もしお寺に来られた聞こえない方が、手話でコミュニケーションを求められても、こちらが手話を知らなければ、申し訳ないけれど手話で会話はできない。それでも、字や図を描いたり、ジエスチャーも使ってコミュニケーションをとることはできます。「排除しないで、できることをする」という姿勢があれば、それは差別にはなりません。

この法律で、差別が禁じられているのは「国・地方自治体・事業者」であって、一般市民ではありません。社会的に責任のある行政や事業者には重い責任がある